

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を制定するについて

1 提案理由

近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場の移設等に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 位置の変更（第2条関係）

近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場の移設に伴う位置の変更

<改正前>

位置：宇治市小倉町神楽田37番地の1

<改正後>

位置：宇治市小倉町神楽田33番地の59



(2) 定義の変更 (第3条関係)

市として「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策や脱炭素化に取り組んでいること、125ccクラスの電動バイクの市登録数が増加していることを考慮し、今回の条例改正のタイミングで定義を変更

<改正前>

自動二輪車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する自動二輪車で総排気量0.125リットル以下のもの

<改正後>

自動二輪車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動二輪車で総排気量0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの

<参考>宇治市の自動二輪車登録状況

種別		令和3年	令和4年	令和5年
原動機付自転車	50cc以下	16,241台	15,675台	15,131台
	0.6kw以下	30台	48台	68台
	電動割合	0.2%	0.3%	0.4%
自動二輪車	50超125cc以下	6,373台	6,556台	6,692台
	0.6超1kw以下	2台	5台	32台
	電動割合	0.03%	0.08%	0.48%

3 施行日

(1) 位置の変更 (第2条関係)

・令和6年3月30日

⇒旧近鉄小倉駅西第1自転車等駐車場の引き渡しなどを考慮し、令和6年3月30日から供用開始

⇒電動ゲート対応の定期券発行準備のため、電動ゲートの利用は令和6年4月13日からを予定（電動ゲート利用後の開設時間は5時～25時となり、終電始発に対応）

(2) 定義の変更 (第3条関係)

・公布の日から

⇒新たな自転車等駐車場の供用開始を待つ必要がないことから公布の日からとする